

役員等の報酬についての規程

(定義)

第1条 この規定は定款第8条及び21条に基づき評議員、評議員選任・解任委員、理事長、理事、監事が法人の業務に従事した場合の報酬、交通費、宿泊費等について定めるものである。

(報酬)

第2条 報酬については、それぞれの役職にある者が法人業務に従事した場合時間給とし、評議員選任・解任委員、評議員、理事長、理事、監事、は全て同額とする。

時間給単価はこの地域における平均的賃金水準を参考とし、ゆずの木保育園給与等支給規程のパート職の項等を参考とし900円を支給します。一時間未満の場合は30分単位とし、15分以下は切り捨て15分以上は切り上げる。

(定例会議の日当)

第3条 理事会、評議員選任・解任委員会、評議員会の定例の会議に出席した場合は、日額報酬4,000円を支給する。

(交通費)

第4条 交通費については、ゆずの木保育園給与規程の交通費の項及び地域の状況を考慮し1回につき350円を支給する。

(宿泊費)

第5条 宿泊費等については、ゆずの木保育園給与規程の宿泊費の項を参考とし適用する。

(その他の費用)

第6条 その他の費用負担については、諸規定を参考に理事長が決定する。

(この規程の適用)

第7条 この規程の適用は、理事長の職務従事命令及び要請があった場合とする。

(勤務命令簿)

第8条 理事長の職務従事命令があった場合、役員等勤務命令簿に記録しておくものとする。

(報酬、交通費、諸費用の支払について)

第9条 報酬、交通費、その他諸費用の支払いは前月16日より当月15日を1ヶ月と計算し毎月25日に現金にて支払う。

この規定は2017年4月1日より施行する。

附則

評議員選任・解任委員会については、最初の会議が開催された日まで遡及して適用する。